

## 幸区役所ゆめ広場運営要領

### (目的)

第1条 この要領は、幸区役所ゆめ広場設置要綱第2条に基づき、幸区役所ゆめ広場の運営に関して必要な事項を定める。

### (利用者)

第2条 幸区役所ゆめ広場（以下「広場」という。）を利用できる者（以下「利用者」という。）は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 川崎市内に在住・在勤・在学者
- (2) 幸区役所利用者
- (3) その他区長が認める者

### (利用時間)

第3条 利用時間は、原則9時から17時までとする。ただし区長が特に認めた場合は、この限りではない。

### (適正利用)

第4条 広場を利用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 悪臭、騒音又は大声を発する等、近隣住民及び他の利用者に迷惑のかかる行為、危険な行為をしないこと。
- (2) 施設等を汚損する行為をしないこと。
- (3) 長時間の滞留、睡眠及び荷物等の留置き等により、他の利用を妨げる行為をしないこと。
- (4) ボールを使用する場合には十分注意して使用すること。なお、野球やサッカーなどのフェンスを越えてボールが外に出てしまう恐れのあるスポーツについては、周囲に危険が及ぶ可能性があるため行わないこと。
- (5) 芝生ではゴルフの素振り等の芝生を傷つける可能性のある行為はしないこと。
- (6) 火器は使用しないこと。
- (7) 他の利用者に危険が及ぶ恐れのある乗り物は使用しないこと。
- (8) ラジコン等の遠隔操作を行う玩具は使用しないこと。
- (9) 犬はリードでつなぎ、ふんは飼い主が持ち帰り、尿は十分な水で洗い流すこと。また、芝生に犬等を連れて進入しないこと。なお、犬以外のペットについても、他の利用者の迷惑とならないよう適切に管理すること。
- (10) 利用に伴い発生したごみは、自らの責任及び費用負担で適正に処理すること。
- (11) 利用者同士の事故やトラブルなどについては、当事者間で解決すること。
- (12) 職員その他施設管理従事者から、利用に関して指示があった場合は、これ

に従うこと。

- (13) 利用者は、特別の設備をすることなどにより広場の施設に変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ区長の許可を受けたときは、この限りでない。
- (14) 利用者は、広場の利用を終了したときは、直ちに原状に復さなければならない。

- 2 区長は、利用者が前項各号に掲げる事項を遵守しない場合又はそのおそれがある行為をした場合には、利用を拒否し、又は退出させることができる。

(利用方法等)

第5条 広場の利用は原則自由利用とするが、個人、団体に関わらず特定の利用者が他者を排除し、専用して利用してはならない。ただし、区長の許可を受けて広場を専用利用する場合はこの限りでない。(以下、「専用利用」という。)

- 2 専用利用に供される範囲は必要最小限度とする。
- 3 区長は、広場の管理上必要があると認めるときは、前項の承認に条件を付することができる。

(専用利用の範囲)

第6条 専用利用することができる場合は、次のとおりとする。

- (1) 区民祭による利用
- (2) 町内会・自治会等による利用
- (3) 福祉関係団体による利用
- (4) 前3号に定めるほか、区長が適当と認めるとき。

(利用の制限)

第7条 区長は、広場の専用利用をしようとする者が次の各号の一に該当するときは、利用を承認しない。

- (1) 営利を目的とした行為と認めるとき。ただし、第6条各号に掲げる目的で利用することに付随するものと認める場合は、この限りでない。
- (2) 公益を害し、又は秩序を乱すおそれがあると認めるとき。
- (3) 施設又は付属物を損傷するおそれがあると認めるとき。
- (4) 管理上支障があると認めるとき。
- (5) 宗教・思想・政治等の普及を目的とした行為と認めるとき。
- (6) 暴力団員等と密接な関係を有すると認めるとき。
- (7) 前各号に定めるほか、利用を不適當と認めるとき。

(利用申請)

第8条 専用利用の利用申請を行う者は、「幸区役所ゆめ広場利用申請書」を区長に提出しなければならない。

(利用承認の取消等)

第9条 区長は、広場の専用利用について承認を受けたもの（以下「専用利用者」という。）が次の各号の一に該当するときは、利用の承認を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止させることができる。

- (1) 法令に違反するとき、又はこの要領に掲げる事項を遵守しないとき。
- (2) 利用の目的又は利用の条件に違反し、又は係員の指示に従わないとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により承認を受けたとき。
- (4) 前3号に定めるほか、区長が必要と認めるとき。

2 前項の処分によって専用利用者に損害を生じることがあっても、市は、その責めを負わない。

(利用料等)

第10条 広場の専用利用に係る利用料は、無料とする。

(損害賠償)

第11条 利用者及び専用利用者は、広場の専用利用に際して施設等をき損し、又は滅失したときは、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。

(報告)

第12条 専用利用者は、広場の専用利用を終了したときは、区長に報告しなければならない。

(その他)

第13条 この要領の施行について必要な事項は、区長が別に定める。

付 則

この要領は、平成28年10月 1日から施行する。

付 則

この要領は、平成28年10月17日から施行する。